

令和 7 年度 第 1 回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和 7 年 4 月 2 5 日

令和7年度 第1回定例総会議事録

1. 日 時 令和7年4月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (22名)

(柏原地域)	1 番 亀井 昌一	2 番 堀 巧		
(氷上地域)	3 番 池田 将徳	4 番 荻野 恭敏	5 番 兼古 善明	
	6 番 平松 稔久	7 番 福井 脩	8 番 山本 浩子	
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10番 足立 年一	11番 荻野 一喜	
(春日地域)	12番 荻野 隆太郎	13番 小橋 季敏	14番 新才 泰則	
	15番 婦木 克則			
(山南地域)	17番 岸本 好量	19番 野垣 克己	20番 和田 憲治	
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 荻野 広	23番 橋本 慶子	
	24番 米田 豊			

○欠席委員 (2名)

16番 細見 滋樹 18番 田中 幸治

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 3 号 農業経営改善計画の変更について (別冊)

5. 閉会

1. 開会

- 議長 定刻より若干早いですが、皆さんお揃いですので、会議を始めたいと思います。
ただいまより、令和7年度第1回丹波市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

- 岸本好量会長 (会長あいさつ)
○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について報告をお願いします。

- 事務局 失礼いたします。事務局です。

本日の定例総会の出席人数でございます。在任委員24名中、議席番号16番の細見委員と議席番号18番の田中委員から欠席の届出がされております。よって、出席委員は22名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

- 議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号4番の荻野委員、議席番号5番の兼古委員、両委員よろしくをお願いいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号28番 ～
～ 報告第1号 番号4番 ～
～ 報告第2号 番号3番 ～

- 議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

- 事務局 議案第1号、番号1番～番号5番朗読

- 議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、番号2番、番号3番につきましては同一申請のため、併議という形で取り扱いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

- 委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しています。

利用計画は、果樹を栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号2番から番号4番を、議席番号○番の○○が説明します。

まず、番号2番と番号3番は、譲受人が同一のため一括で説明いたします。

番号2番、番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11、12ページに示しています。

栽培作物は、水稻や小豆を作付されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

次に、番号4番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13、14ページに示しています。

作物は水稻を作付されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号5番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しております。

申請地の隣は譲受人の農地であり、一体利用し、野菜を作る予定でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番、番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番、番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号6番～番号9番、報告第2号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号6番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しています。

利用計画は水稻でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページに示しております。

野菜を栽培する予定です。

なお、譲受人の所有地の中に、山林となっているものと農業用倉庫が建設されている土地があるため、令和7年12月までに手続をするという誓約書が提出されています。

あわせて、今回の申請地の中に、農業用倉庫が建設されている農地があるため、2アール未満の届出がされております。

報告第2号の番号3番です。

譲渡人の父が平成2年に建設した倉庫を、譲受人が引き続き農業用倉庫として利用する旨の経過書が添付されています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号8番、番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしており

ます。

なお、この申請につきましては、誓約書が添付されておりますので、読み上げさせていただきます。

令和7年3月28日付け、農地法第3条の申請をするに当たり、確認した未申請の転用農地について、次のとおり、農地法により早急に是正し申請手続を履行することを誓約いたします。

また、申請土地の農業上の利用の確保及び関係者の利益を考慮して、必要のある場合は是正のための必要な措置を取られても異議はございません。

該当する土地については2筆畑が宅地になっておるという状況で、1筆については50年以上前に祖父が物置として建築されたということで、もう1筆は昭和38年より以前に物置として建築されたものを、土地交換によって建物ともに取得したということの状況だったようでございます。

このことについて、非農地証明願を令和7年12月末までに提出させていただきたいということでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号9番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は19ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、申請要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番並びに報告第2号の番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

報告第2号の番号3番につきまして、御承知おきください。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号10番～番号16番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、番号10番、番号11番につきましては、同一申請のため、併議という取扱いでお願いいたします。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号11番、番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番、番号12番は、農地を贈与によって持分を移転したいということでございます。番号10番につきましては16分の2、番号11番につきましては48分の10ということになっております。

図面につきましては、20ページ、22ページに示しております。

全部で11筆ございます。今迄から、譲受人が水稻、野菜を作っておられます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号12番は、農地を売買により取得し、新規で農業をしたいというもので、図面が23ページにございます。

譲受人は新規就農されますが、現在市内のアパートに暮らしておられます。現在、申請地の近辺で家を探しておられます。家が見つかり次第農機具等も揃えて自作されますけれども、現時点では地元の農家さんに作業委託して管理をしていくというふうに聞いております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号13番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しています。

図面は24、25、26、27ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、番号14番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２５ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、番号１５番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１５番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。

図面は２７ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号１６番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１６番は、売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。

図面は２６ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１０番、番号１１番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○委員 ちょっと珍しいケースと思いましたので、説明を加えていただけたらと思うんですけど、譲渡人と譲受人の姓が同じようでございますので、ひょっとしたら兄弟か何か、関係がある方なのかなと、最終的にその譲受人は１６分の２なり、４８分の１０の持分を譲り受けられたら、それぞれの申請の土地の持分１００パーセントというふうになるのか、そうでなしに別にも持分が残るのか、どんな状況なのでしょう。

○委員 譲受人は生まれた所が違って、婚姻を機に来られた方です。この方から言ったら義理の叔父さん叔母さんらが４人ぐらいおられまして、４人に全部の田を４等分された訳で、そのうちの１人ですね、ちょっと字は違うんですが、同じ読み方なんです。この方は義理の従兄弟、叔母さんの子供になるんです。その方から譲り受けると、持分だけということです。分かりやすく言うなら４分の１を譲り受けるという形になります。

実際問題この方は、この地域に住んでおられますので、全部の田はこちらへ来られてから、ずっと管理はされ、水稻を作ったり若干野菜を作ったりというふうな実態でございます。そういう実態で、残り４分の３自体はこの方の物にはまだならないという現状でございます。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番、番号１１番につきまして、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番、番号１１番は、許可すべきものと決定いたします。

す。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、番号13番について、質問、意見等はございませんか。

先ほど新規でという説明がございましたが、この法人は既に耕作面積がカウントされておるんですが、既に農地を取得しておられる。ここで耕作をされておられるという理解でよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第1号、番号17番～番号23番、報告第1号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告ですが、まず番号17番、番号18番について、確認報告をお

願います。

○委員 番号１７番について、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１７番は、申請人は親子の関係にあり、譲受人は親から農地を贈与によって継承したいというものであります。図面は２８ページに示しています。

計画作物としては、水稻であります。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

次に、番号１８番について、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１８番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２９ページに示しています。

計画作物は、これも水稻でございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

また、関連であります報告第１号の番号４番であります。先ほど申しましたこの３条の所有権移転で北側と南側ですが、所有している南側と今回取得する北側の間の畦畔ですね。畦畔ブロックですが、両端の３枚ずつブロックを抜いて、作業の効率化を図りたいということ届が
出されております。

議審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会から確認報告をいただきました。

番号１７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１７番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１８番並びに報告第１号の番号４番につきまして、質問、意見等はございませんか。

はい、〇〇委員。

○委員 ちょっとすいません。確認するんやけど、畦畔除去は、全部取るんやなしに、数個だけ、ブロック３枚を取る。

○委員 そうです。３枚。両田を行き来したい。そういうことです。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等ございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１８番は、許可すべきものと決定いたします。

報告第１号の番号４番について、御承知おきください。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 番号19番について、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号19番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号19番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は29ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号19番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、番号20番から番号23番まで、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号20番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号20番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は30ページにつけております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号21番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号21番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は31ページにつけております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号２２番、番号２３番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号２２番は、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというものでございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、譲受人の住所は市外でしたが、既にここに住所を移されております。

そして、作物といたしましては、既にシキミが植わっております。あと１筆は一般野菜を作られるということでございます。

番号２３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３３ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２０番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２２番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 この９．５６平方メートルというのは、横の部分とひつつけるということですか。

○委員 これ一筆で使われます。

○委員 はい。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２２番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２３番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２３番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号２４番～番号２８番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２４番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号２４番は、農地を譲渡により取得し、農業経営を拡大したいというもので、水稻を栽培する予定です。図面は３４ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号２５番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号２５番は、農地を譲渡によって取得し、経営規模を拡大したいというものです。

水稻を作付予定です。図面は３５ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号２６番、番号２７番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号２６番は、農地を譲渡により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３６ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号２７番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、地図は３７ページです。

譲受人は、市外に住んでおりますが、毎週こちらに来て農作業をしております。地域の農家の方に師事して、野菜等の作付・生産・栽培を研修しているところでございます。３年後には、定年を迎えるのでこちらに移住する予定になっております。

機械は、草刈機、耕運機は購入した家屋に付いているということで、それを使用する。また、その親方にトラクターを借りて、練習をして耕作するということです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号２８番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号２８番は、農地を贈与により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は３８ページと３９ページに示しています。

息子さんとともにカボチャ、キャベツ、黒豆、里芋などの栽培を予定されています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号24番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

番号26番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

番号27番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番～番号3番 ～

～ 議案第2号 一時転用 番号1番～番号3番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、露天駐車場、進入路として使用するための申請です。図面は42ページに示しています。

このたび申請人の娘夫婦が子供を連れて帰ってくることとなり、母屋の西側に屋敷を建てる計画で、その屋敷へ行くための進入路と、娘夫婦の露天駐車場です。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道区域にあって、かつ概ね500メートル以内に医療施設、教育施設が各1か所存在するため、第3種農地と判断されるところと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号2番につきましては、車庫として利用するための申請でございます。図面は43ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、第2種農地と判断されます。

隣接する農地はなく、地元の同意も得られており、転用面積は必要最小限であり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、申請内容に問題がないことを確認しております。

この案件につきましては、始末書が添付されております。読み上げます。

平成29年より、農業用車庫、農業用倉庫として利用していましたが、昨年度の相続によって、農地法に基づく許可申請を怠っていたことを知り、深く反省しております。今後は、二度とこのようなことがないようにいたしますので、このたびの申請に関しては、御配慮いただきますよう、お願いいたします。との内容でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きましては、番号3番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

この案件につきましては、農用地区域から除外された案件でございます。

申請の図面は、44ページに示しております。

ここにつきましては、農地区分としては街区の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超えているということで、第3種農地と判断されると考えられます。

使用目的は、貸無人航空機飛行訓練場ということでございます。ここには栗を植えられておられますが、これを整備して今後スマート農業の一環でありますドローンを使って、農業をしたい方をここで訓練をしていただくということでございます。

ここにつきまして、希望条件とか色々お聞きしましたが、既に国土交通省からも許可を得ておられます。

申請地の隣に国道も通っておりますが、危害がないようにということでございます。従いまして、今後ともスマート農業である、ドローンを活用した肥料散布等を指導したいということでございます。

ここにつきましても、隣接する農地はございません。地元等の同意も得られており、転用面積は必要最小限であり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、申請内容に問題がないということを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、番号3番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 「貸」となっているのですけれども、誰に貸されるのか。

○委員 法人を立ち上げられておられまして、この方の息子さんが代表になっておられ、その法人に貸し付けということで、使用貸借となっております。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による農地等の一時転用許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、一時転用、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

図面を見ていただいたら分かるように、一体のものでございますので、併議という取扱いでさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番、番号2番、番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

申請地の農地区分は、農振農用地となるため、丹波市長から「当該土地を一時的な利用に供するもので、農地に復元するため、丹波市農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れのない」との意見書が提出されています。

隣接所有者、地元の同意は得られておりませんが、疎明書が添付されていますので、先月提出された申請でしたが、時間をいただき当事者に聞き取りをさせていただきましたところ、隣接所有者、地元と土地所有者3名共に、疎明書に間違いありませんとの回答をいただきました。

暫時休憩をお願いします。

○議長 暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開します。

○委員 疎明書の内容については、休憩中にお伝えしたとおりです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

大規模案件になりまして、現地調査を行っておりますので、隣接している市島地域委員長より、再度確認報告をお願いします。

○委員 4月23日に、三役と現地に行きまして、地元委員、並びに申請者から説明を受けました。

今言われたとおり、すぐこの土地は冠水する土地なんで、嵩上げて栗を植えるということで、疎明書がありますけど、疎明書は排水と、景観・見通しが損なわれるということで、判子を押せないということでしたけども、排水に関しては排水溝をつけると、新たに。それと、見通しが悪いのは、営農に支障が出るとは考えにくいので、これもやむなしという結果になりました。

ただし、3年後誰が作るということをきっちり決めて、後の管理もしっかりしていただくように申し入れました。

○議長 それでは、番号1番、番号2番、番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 ちょっと分からへんのですが、農振農用地の中でこの3筆がかさ上げですね。理由はよく分かるんですけど、そしたらこの下にずっと、横に田んぼがありますね。それはそのまま置いといて、この3つだけを嵩上げするということなんですか。

○委員 そうですね。

○委員 一緒にできるんですかね。許可がわからへんのですが。

○委員 持ち主が違うので、地域も違うんですよ。図面で、こっち側にある3つと、その先の1つというのは違うんです。こっち側が西側になるんですけど、こっちは他地域の地番になるんです。で、こっちは春日町なんでね。

それで、私が担当するのは春日町ですから、春日町の分だけを言われたんで、それをそのまま出してんですけど。こっちのほうのことは分かりません。

○委員 これは他地域。

○委員 そうなんですよ。

○委員 何かの理由で、農振農用地にされとんやと思うんですけど。

○委員 どう言うんですかね。

○委員 はい。分かっております。

○委員 補足説明をさせていただきますけども、担当委員が言われましたように、半年以上前から、地元の方といろいろと議論なりしていただいてという経過がございます。それから、春日地域委員会におきましても、先月上がってましたけども、もう一度検討しようということで、私も含めまして、自治会長なり農会長、地権者とも再度話しました。

図面的には、ちょっと分かりにくいと思うんですけども、この図面の斜め上の方ですね、道路がありますけれども、道路の横に排水路がございます。

それともう一つ、図面の下側の斜めにも現在排水路がございます。特に今度するところと言ったら、特に右側の方ですね。ここに今度は排水路もつけます。

それから盛土規制法によりまして、この真ん中にも排水路をつけて、中に水が入るような勾配になって、両サイドに水を流すことになっておりますので、隣接の田んぼの方にはご迷惑は掛からないという構造にはしております。そういう格好でございます。

そして、担当委員からありましたように、相続によって取得された方が2人おられまして、後々耕作までしにくいということで耕作者を色々探した結果、半年前から探しておりましたけれども、見つからないと。地元農会の方にも、誰かいないかと再度言いましたけど、なかなかないということでございましたので、これはいう格好で農地を維持していかなあかんということで、今回のこういうことで出させていただきました。

以上でございます。

○委員 補足になりますけど、聞いた話では左側の農地は全然水が溜まらないらしいんですね。

それでもう大分作ってないんですね。そういう面もあるので、できたら盛土をして、栗を栽培したいということを伺いました。

○委員 宅地か何かにするんじゃないですか。

○委員 いえいえ、かさ上げです。

○委員 かさ上げだけやね。後で栗を植えるだけ。

○委員 盛土する会社が、栗も植えてしまう。そこまでは、誓約書にも出てます。

○議長 ほかに、これにつきまして質問、意見等はございませんか。

今、排水の関係がありますのは、道の方側にもありますし、田んぼの反対側にも大きい排水路、両方に排水路がついてますので、排水はできるということで、隣の田んぼとの間にも、排水路を作って、黒井川の方にも排水路を作って、真ん中にも排水路を作るという形で、排水のほうは万全としてやりたいという内容の構造になっております。

ほか、質問等はございませんか。

○委員 これ分かりにくいかと思います。図面で隣接の所有者というのは、西側の所有者です。南側は用地が続くように思いますが、ここに排水路があるので、同意は要らない。同意が要るのは、西側の農地だけということです。

○議長 ほか、質問、意見等ございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番、番号2番、番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番、番号2番、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定をいたします。

それでは、ちょっと休憩をします。

(休憩)

(再開)

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号11番 ～

○議長 会議を再開いたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により、隣接地に居住する譲受人が自営業の露天資材置場・露天駐車場として利用するための申請です。図面は50ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

次に、番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、売買により、木造2階建てアパート2棟14戸の貸家住宅、20台分の露天駐車場として利用するための申請です。図面は51ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されるものと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障がないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号3番、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、一般住宅として利用するための申請です。

譲受人は、現在市外の賃貸に居住しておられますが、丹波市内で開業しているため、一般住宅を建設するものです。

申請農地の農地区分は、申請農地から概ね300メートル以内に鉄道の駅があることから、第3種農地ということで判断され则认为ます。

地域委員会としては、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

今回の転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないこと確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号4番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、進入路として利用するための申請です。図面は53ページに示しております。

譲受人は、河川西側の水はけの悪い農地を多数取得されて、畑として転換する計画をされております。申請農地は、畑地転換用の土等を国道から農地へ搬入するための進入路として、利用するものでございます。

申請農地の農地区分は、街区の面積における宅地面積の割合が86.1パーセントであり、40パーセント以上を超えているため、第3種農地ということで、判断され则认为ます。

地域委員会としては、隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

今回の転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、い

れも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 すいません。これ進入路やけど、国道から入りにくいさかいに進入路を拡幅すること。

○委員 はい、そうです。

○委員 河川の橋もかけ直すんですか。

○委員 かけ直すということです。

○委員 そうなったら河川法の手続き状況は。

○委員 はい。申請をされるということです。

○委員 ほな、その先のこの細い道は、ずっとこれ拡幅しはるの。

○委員 細い道も利用してということになる。

○委員 これ細い道は使うの、通れるの。

○委員 はい、通れます。通れますけど、軽自動車ぐらいしか通れませんが、土を運ぶとなつてきますと、かなり道幅が狭いのです。この土地は分筆されて購入されてますので、道路部分、転用される部分は道路として、進入路だけになるかと思えます。

○委員 西側も拡幅せな通れないことない。そうではないんですか。

○委員 ちょうどその入った川渡ったところが、所有者(申請者)の土地なんです。先々月ぐらいのときに、3条で申請されております。

○委員 それは分かりますけど。

○委員 そして、橋、川渡ったところはもう自分の農地という形になっております。

○委員 その川の先の細い道がありますやん。集落行く。それも拡幅せな車が通れないんやないかと思うんやけど、それもまた拡幅するのか。

○委員 されるかどうか、現状ではまだ聞いてません。

○委員 取りあえず今回はこれだけ。

○委員 これだけになってます。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号5番、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、売買により露天資材置場として利用するための申請です。図面は54ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障もないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

なお、この申請書には始末書が添付されておりますので、始末書を読み上げさせていただきます。

当社は、土地の一部を借り受け、約20年前に露天資材置場として造成し、現在に至っていますが、農地法に基づくしかるべき許可申請を怠っておりました。深く反省しています。今後は二度とこのようなことのないようにいたしますので、このたびの申請に関しまして、十分な御配慮をいただきたく、お願い申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、売買により太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は55ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番～番号11番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会からの確認報告ですが、番号9番、番号10番、番号11番につきましては、同一申請でございますので、併議という形でお願いいたします。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番、番号8番を合わせて、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、譲受人がお客様に完成物件を内見してもらえるモデルハウスを建築し露天駐車場と合わせて利用したいという申請でございます。図面は56ページに示しております。

申請地の農地区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道にあつて、また500メートル以内に小学校と病院があることから、第3種農地であると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、番号8番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明をさせていただきます。

これは譲受人が一般住宅と露天駐車場として利用するための申請でございます。図面は56ページに示しております。

申請地の農地区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道にあつて、また500メートル以内に小学校と病院があることから、第3種農地であると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、雨水排水は隣接する用悪水路に接続されます。

なお、図面の北側に位置する申請地、それから南側に位置する申請地の進入路はいずれも東側からの進入になります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号9番、番号10番、番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番、番号10番、番号11番は、売買により所有権移転し、露天資材置場として利用するための申請です。図面は26ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号9番、番号10番、番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番、番号10番、番号11番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番、10番、11番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第4号 番号1番～番号7番 ～

○議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇説明いたします。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は59ページに示しております。

4月15日に確認したところ、現地は露天資材置場、露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和52年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員

会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は60ページに示しています。

4月15日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難で周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和53年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号3番、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番、番号4番につきまして、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号3番につきましては、地目変更のための非農地証明願です。図面は20ページに示しております。

4月16日に地域委員会で確認したところ、現地は農業用倉庫になっております。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和55年頃であり、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は61ページに示しております。

4月16日に地域委員会で確認したところ、現地は山林となっております。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和63年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号5番～番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は62ページに示しています。

4月14日に確認しましたところ、現地は露天資材置場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号6番も、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。地図は63ページに示しています。

4月14日に確認したところ、現地は庭になっており、樹木が植えてあり農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成4年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

○委員 番号7番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は64ページに示しております。

4月14日に確認したところ、現地は露天駐車場及び庭となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５５年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号５番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号５番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号６番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号６番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号７番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号７番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第５号 ～

○議長 続きまして、議案第５号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。別冊を御覧ください。

それでは、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第５号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から確認報告ですが、柏原地域につきまして、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

（該当委員退席）

○議長 柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番から番号１３番まで、４月１６日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意

見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 氷上地域も農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○委員 番号13番から番号47番まで、4月15日の氷上地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号45番につきましては、権利を設定する方の実家が集落内にございまして、そこを拠点に耕作する予定になっております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号48番から番号59番について、4月15日の青垣地域委員会において、確認いた

しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

ここで議長を交代いたします。

○議長 春日地域につきまして、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号60番から番号124番まで、4月16日の春日地域委員会におきまして確認いたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決に移ります。

春日地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 ここで議長を交代いたします。

○議長 続きまして、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号125番から番号143番まで、4月14日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の

推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、市島地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号144番から番号207番まで、4月14日の市島地域委員会において確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番～番号3番、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足することはございませんか。

○委員 番号1番と番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番、番号2番同様の内容なので、同じ報告とさせていただきますが、畦畔除去についての届です。図面は、番号1番は11ページ、番号2番は12ページに示しています。

狭小な圃場が続き大型機械の作業が非常に困難であるため、耕作上の利便性の向上を目的に、畦畔撤去を行うというものです。

地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

以上、よろしくお願いします。

○議長 ほか、補足説明はございますか。

○委員 それでは番号3番であります。これは水はけをよくするためのこう表層改良で、果樹や野菜を栽培するのに、かさ上げを0.5メートルしたいというものであります。

○議長 ほか、市島地域委員会よろしいですか。

○委員 番号5番を、議席番号○番の○○が補足いたします。

番号5番は、当該農地は畑として、自宅で食べる野菜を作っておられますけど、南側約40パーセントの部分が低くなっておりまして、大雨になりますと、雨水が流入して、なおかつ水はけが悪いために、盛土をして嵩上げをすることで、土壌改善を図るための形状変更の届出でございます。図面は69ページ、網かけ部分が嵩上げ部分ということになっております。

以上、補足いたします。

○議長 内容につきまして、質問等、ございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等ないようですので、報告第1号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足することはございますか。

氷上地域につきましては、経過書もございますので、お願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が補足します。

図面は72ページに示しています。

届出農地内に農業用倉庫があるため、2アール未満の届をするものです。

経過書が添付されています。その内容は、申請地は前所有者の祖父が田の近くに農機具や肥料等を入れる場所がないため、平成10年頃に農地の中に農業用倉庫を建てられました。このたび、届出地を売却により取得しましたが、現在の倉庫をそのまま農業用倉庫として使用したいということで、届が出ております。

○議長 内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

～ 報告第 3 号 ～

○議長 報告第 3 号、農業経営改善計画の変更について、事務局説明をお願いします。

別冊を御覧ください。

○事務局 報告第 3 号、番号 1 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等はありませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第 3 号、農業経営改善計画の変更について、御承知おきください。

本日予定しておりました議事につきましては、全て終了いたしました。

何か質問、御意見等、ありませんでしょうか。

ないようであれば、事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 ありがとうございます。

事務局からありました内容につきまして、質問等はないですね。大丈夫でしょうか。

そしたらご確認いただきたいと思います。他にないようであれば。

それでは、本日長時間にわたりまして、ご苦労様でございました。

大分慣れてきてというのがあるんですが、今事務局からありましたように、確認をしていた
だくこともありますので、十分気をつけていただきたいと思います。

それと、ずっと聴かせていただいたなかで、今日はもやもやっという状況があったと思いま
す。それぞれの地域委員会で、そのもやもやがないように、十分御議論いただいて、この席に
はしっかりとした関係法令の確認や、きちっとした内容で御報告いただいて、すっきりと進め
ていけるように、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、もうそれぞれの皆さん、田植等が始まると思いますが、頑張ってくださいたいと
思います。

本日は、御苦労さまでした。ありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和 7 年 4 月 2 5 日

議 長 _____ ㊟

議事録署名委員（4 番委員） _____ ㊟

議事録署名委員（5 番委員） _____ ㊟